

	論点	熊本市条例	日本弁護士連合会	NPO法人情報公開クリアリングハウス
1	閲覧制度を存続させるべきか	被閲覧者を氏名、生年月日、住所等により特定できないものにあつては、原則として、閲覧を認めないが、一定のものについては認める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量閲覧については見直しが必要。</li> <li>特定人についての具体的な利害関係・必要性がある場合の閲覧は認めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の閲覧制度については廃止。住基法の目的規定の範囲内の制度として再構成。</li> <li>目的を超えて閲覧を認める場合は目的外での外部提供に準じて規定を整備すべき。</li> </ul> <p>(又は、公的機関以外の閲覧について、住基法の目的規定を変更(ただし、4情報についてのみ)、若しくは、住基法では定めず各市区町村の個人情報保護条例に委ねる。)</p>
2	存続させる場合に、閲覧できる主体と目的をどのように考えるべきか	<p>①氏名、生年月日、住所等により特定される閲覧は可</p> <p>②特定できないものでも次に掲げる請求は可</p> <p>(i)官公署の職員が職務上行う請求</p> <p>(ii)日本放送協会その他の規則で定める報道機関が報道の用に供する目的のために行う請求で公益上必要と市長が認めたもの</p> <p>(iii)大学その他の規則で定める学術研究機関が学術研究の用に供するために行う請求で公益上必要と市長が認めたもの</p> <p>(iv)前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると認められる事由その他市長が認めた事由に係る請求</p>	<p>①「公証・同一性確認」「所在調査」などの必要性、住基制度の本来の目的から、本人への開示、具体的な必要性があるときに特定人についての情報の閲覧を認める(住民票の写しの交付と同次元で考える。)</p> <p>②大量閲覧(個人を特定しない閲覧)は原則として禁止 例外として認める場合とその要件</p> <p>ア 公用 次のような条件で認める。 ○官公署(行政機関)による請求であること ○職務上であること(職務の内容を明示) ○個人を特定せずに請求する必要性の明示 ○以上につき裏付けをもって確認</p> <p>イ 公益性の高い統計調査 一定の条件で認める。</p> <p>(i)主体 主体の組織形態や法人、個人の別などによる区別は相当でない。 過去の閲覧状況、目的外使用の前歴などから判断すべきか。</p> <p>(ii)目的の正当性、公益性 市場調査への利用は認められるべきでない。</p> <p>(iii)住基から対象を抽出しなければならない必要性</p> <p>(iv)提供された個人情報の管理、利用、廃棄に関して適正を期すること 現場の職員が判断することが難しい場合は、個人情報保護審議会に諮問するなどの方法が考えられる。</p> <p>ウ ダイレクトメール 基本的に認めるべきではない。 次のような考え方もある(検討中)</p> <p>(i)オプトアウトの採用</p> <p>(ii)市区町村の方針による</p>	<p>①住所、氏名で特定された個人の閲覧については、住民票の写しの交付請求と同趣旨として認めるが、別に検討する必要がある。</p> <p>②公用閲覧 目的の明示を義務付け、住基法の目的の範囲内又は相当の理由があると判断した場合に閲覧を認める。 機関(国又は自治体)として請求を行うべき。</p> <p>③公的機関以外 行政機関個人情報保護法の公的機関以外に目的外に外部提供を行う規定(同法§8②IV)に準じた範囲でのみ認めるべき。 ・学術機関が学術研究の用に供するために行う場合で、かつ、公益性が高いと認められるとき ・公的機関に提供するのと同程度の公益性があるとき ※閲覧目的、閲覧請求者については、一定の範囲で公開 ※要件に該当した場合でも、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、閲覧を認めない。 ※請求手続の規定を整備</p>
3	個人情報保護の観点からどのような閲覧方法が考えられるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求者に被閲覧者選択依頼書を提出させ、閲覧リストをその都度作成。</li> <li>閲覧リストは、閲覧終了後、直ちに裁断処理。</li> <li>閲覧リストからの転記は所定の用紙に限って認める。</li> <li>職員により閲覧が適正に行われるよう監視。</li> </ul>		閲覧が認められた範囲で4情報を抽出してディスプレイで閲覧させることが望ましい。
4	その他	2②(ii)~(iv)の場合、情報の利用状況等に関し、報告させることができる。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○提供先には、市区町村と同等の適正管理の措置を講じることを求めること、必要に応じて使用目的等の条件を付す。</li> <li>○個人情報の利用状況、廃棄等の状況について報告を求める。</li> <li>○罰則は、以上のような見直しが行なわれれば現行の過料が妥当。</li> </ul>

	論点	日本商工会議所	全国消費者団体連絡会
1	閲覧制度を存続させるべきか	存続させるべきという意見とやめるべきという意見が半々。	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰でも自由に閲覧できる閲覧制度は廃止すべき。</li> <li>営業目的の閲覧は排除すべき。</li> <li>公益性の高いものに限定して閲覧制度を存続させる。</li> </ul>
2	存続させる場合に、閲覧できる主体と目的をどのように考えるべきか	<p>○現行法でも、閲覧目的の内容によっては、市町村長が拒むことができるから、対象や目的に制限を加える必要はない。むしろ閲覧後の目的外使用に厳しい罰則を加えるべき</p> <p>○対象や目的に制限を加えるべき（公共的な目的に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学研究」「世論調査」等の定義を明確にし、使用目的や閲覧情報使用後の報告書の提出を義務付けるなど、目的以外に使用されないような手立てを講じる。</li> <li>調査に協力してもよい人のみ閲覧リストにはいるシステム（オプション）にするのが望ましい。</li> </ul>
3	個人情報保護の観点からどのような閲覧方法が考えられるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請後一定期間に、目的、閲覧者等を審査した後、許可（身分証明書等の確認）</li> <li>その場で閲覧させ、メモ、コピーは禁止する。</li> <li>世論調査、市場調査、DM送付での利用について専用代行センターを構築し、対応することも考えられる。</li> </ul>	
4	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>罰則を強化する。</li> <li>情報を活用した結果の報告を義務付ける。</li> <li>閲覧後の情報管理体制をチェックする制度を設ける。</li> <li>閲覧制度をやめた場合、かえって情報を不正に入手するケースが増えるのではないか。</li> <li>制限については、各自治体の方針を尊重すべき。</li> </ul>	<p>○閲覧情報使用後の報告書の提出を義務付けるべき。</p> <p>○住民票の写しの交付については、本人又は同一の世帯の者に限定すべき。</p>

		財団法人日本世論調査協会	日本社会学会ほか	社団法人日本マーケティング・リサーチ協会	社団法人全国学習塾協会
1	どのように利用しているか	無作為標本抽出法に基づき、確率論的に正確な調査対象者名簿を作成し、調査に利用。	世論調査をはじめ、「社会調査」と呼ばれる統計学に基づく計量的な調査を行うときの最も基本的なベースとして利用。 調査から得られた学術的な成果を社会的に還元。	世論調査、学術調査と同様に統計理論に基づき、無作為抽出によって生活者の実態を正確に把握。 販売活動は一切禁止。	閲覧により名簿を取得し、自塾・自社のDM発送に利用。 塾生の新規募集、各講習会の案内等に利用。
2	利用した後の情報の管理・廃棄	集められた調査データと個人情報とは完全に分離、調査データからは個人を特定できないように処理。個人情報の管理・廃棄は、自治体の指定条件があればそれに従っているが、廃棄は、焼却・シュレッダーによる裁断などにより処分。	調査票は原則として大学の個人研究室で半永久的に保存。 標本（調査対象者）名簿は、調査終了後、シュレッダーで廃棄、又は研究室で保存・管理。宛名書きソフトなどのパソコンに入力した情報は、発送業務終了後に消去。名簿や調査票が盗まれたという事件は聞いたことがない。	「マーケティング・リサーチ綱領」を遵守。 ・調査対象者の協力は、自由意志。 ・調査対象者の匿名性を厳重に守る。 ・セールス行為は一切行ってはならない。	「個人情報の保護に関するガイドライン」に基づき、管理・廃棄。 一回取得すると、一定期間保存。必要なくなった時点でクロスカウンターで廃棄処分。
3	個人情報保護についての取組	加盟各機関に対し、倫理綱領に基づく厳正かつ科学的な調査の実施を求めている。 調査対象者に対しても了解を求め、理解をもらい、協力いただく。 調査結果は全て統計的に処理され、調査対象者に関わる個人情報が外部に出ることはなく、目的外使用は厳しく排除。	研究者も最も重要な職業倫理として自己規制。 諸学会においてもその重要性を認識した活動を展開。 例えば、「社会調査士資格認定機構」の設立、「社会調査倫理綱領」の制定。	平成10年に「マーケティング・リサーチ産業における個人情報ガイドライン」を制定。 平成11年にプライバシーマーク制度の付与認定指定機関として指定。すでに131社中72社が認定。 調査以外の活動は行わない旨の確認書の提出を義務づけ。	ガイドラインを作成。 プライバシーマーク制度の付与認定指定機関として指定。すでに27社が認定。
4	閲覧制度を利用できなくなった場合の影響	住民基本台帳の閲覧禁止や一部の住民の閲覧を排除するオプトアウトが実施された場合、母集団を正確に把握できないため、調査の誤差評価ができなくなり、調査の信頼性・妥当性が著しく低下。 これまで調査が果たしてきた社会的機能が失われる恐れ。継続性も断たれる。	科学的な調査研究が極めて困難になる。 実証的な調査研究を重要な研究手段の一つとする人文・社会科学系の学会は、多大な制約を受ける。 社会調査に係る教育という面から多大な影響。 行政、産業、マスコミなど各界にも深刻な影響。政策決定、経済運営の面からみても、甚大な損失をもたらす。	調査データの精度が著しく低下。 その影響は、市場調査業界にとどまらず、行政、産業界等における政策決定や経済運営に重大な支障をもたらす可能性。	合法的な名簿の取得が困難となり、経済的負担が大きくなる。小規模事業者の学習塾が倒産、廃業する可能性。 違法名簿が横行したり、DM用名簿の流通単価が高騰するおそれ。
5	要望	民主主義社会において世論の動向を統計的に正確に把握し、国民が世論についての認識を共有し、これが国の政策に反映されることが必須。 また、行政だけでなく、民間が世論調査を行うことが必要。 全国的にある程度統一したガイドラインが必要（条件、手数料、閲覧の時間制限）。	科学的な統計調査の意義を尊重し、一律的な全面非公開は避けて頂きたい。 ある程度のルールを設けて、そのルールのもとでは、閲覧可能としていただきたい。 （例えば、大学単位あたりに、委員会を設け、審査し、証明書等を発行することも考えられる。）	市場調査の社会的な使命は、生活者と供給者の双方向のコミュニケーションを促進することによって、より生活者のニーズに沿った商品やサービスの提供を可能にするもの。市場経済の公正な発展のために重要な社会的役割を果たすもの。 世論調査、学術調査と同様に市場調査の名簿抽出についても引き続き閲覧を認めて欲しい。 日本マーケティング・リサーチ協会の加盟社であることを審査資料に加える。 罰則規定を強化してもいいのではないかと。	閲覧申請時に取得理由書を提出させ、身分証明が確認できたものに対してのみ閲覧を認めるべき。 法に則り正規に取得し正当な業務の範囲で利用したいと考える事業者と、氏名、電話等がでたらめな事業者を分別することが必要。 （プライバシーマークの取得を条件の一つとすることも考えられるのでは。） 手数料の引き上げは、大資本の業者が喜ぶだけで、名簿そのものの高騰を招くだけで逆効果。